

東高岡保育所 重要事項説明書

この説明書は、令和6年4月1日現在、利用者が希望に沿った施設や事業を利用できるよう東高岡保育所(以下「本園」という)の運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等を記載したものです。

1 施設運営主体

法人名称	社会福祉法人 公成福祉会
法人所在地	宮崎市高岡町内山 2575-2
電話番号	0985-82-3766
代表者	理事長 黒木 正司

2 施設の目的

本園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に基づき、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割を担っていく。

3 運営方針

- (1) 本園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達課程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 本園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等をおこなうよう努めます。
- (4) 本園は、「宮崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施します。

4 保育の理念

○子どもの人権や主体性を尊重し、心身ともに健やかな成長のために保護者や地域社会と力を合わせて育成する。

○すべての子どもの育ちが平等で「愛護」され、個性や発達を大切に「生きる力」を育む。

5 保育方針

平成30年4月1日適用される新保育指針に依拠して、職員が保育に臨む基本的姿勢にあつては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とします。

また、常に児童の最善の幸福を願うために、保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい保育のために努力研鑽することを基本とします。

- 1、子どもの安全と健康を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。
- 2、子どもが健康と安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら、活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- 3、豊かな人間性をもった子どもを育成する。
- 4、乳幼児などの保育に関する意見や要望、相談に際しては、わかりやすい用語で説明をして、公

的施設としての社会的責任を果たす。

＜保育の目標＞

1、丈夫な身体 2 やさしいところ 3、考える子ども

1、丈夫なからだ(元気な子ども)

- ・歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。
- ・健康で十分な発育ができるよう薄着の習慣を身に着ける。
- ・運動や休息、栄養をとり、規則正しい生活を送り、自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける。
- ・くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的に遊ぶ力を育む。
- ・積極的に遊びや生活ができるようにし、自主性や協調性といった社会生活の基礎となるような態度を養う。相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。

2、やさしいところ

- ・積極的に遊びや生活ができるようにし、自主性や協調性といった社会生活の基礎となるような態度を養う。
- ・相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。

3、考える子ども

- ・生活の中で言葉への興味や関心を育て、豊かな情操、思考力や表現力の基礎を培う。
- ・自然の世界に多くふれ、豊かな体験を通して自分なりに物を見たり、感じたり、考えたりして、豊かな感性と創造力の芽生えを培う。
- ・自然に対する知的興味や関心を育て、思考力や認識力を培い観察する力を養う。

4、身辺処理のできる子ども

- ・食事、排泄、睡眠、着脱衣、清潔などの正しい習慣を繰り返し、自立の芽生えを養う。
- ・身の回りの簡単なことは、自分で処理する力を育む。

保育の特徴

運動遊び

～丈夫な体づくりを目指して～

乳幼児の運動機能の発達には、適切な刺激を与えることが重要といわれています。その刺激は、「訓練」というより、「遊び」という形態になります。

したがって、本園では、今の時期に一番重要といわれる、基礎的な運動能力を高める遊びを「面白そうだ」「やってみよう」という気持ちを育みながら、年間を通して実践しています。

もちろん、個人差がありますので、子ども一人ひとりの発達や興味に応じて、達成感を味わえるように取り組んでいます。

＜運動遊び＞

- ・一輪車 ・竹馬 ・鉄棒 ・平均台 ・跳び箱 ・プール ・縄跳び ・マラソン
- ・年間を通した基礎体力作りや心肺機能を高めるマラソンを1～2月に行うなど、一年を通して運動遊びを行い、色々な運動を通して体の使い方や身体機能を高めます。

＜音楽・リズム＞

- ・和太鼓 ・リズム劇 ・リズムダンス ・表現

＜集団遊び＞

・鬼ごっこ ・サッカー ・ボール遊び ・ドッジボール 他

<就学前の取り組み>

・書道講師(墨友)による書道、硬筆 五十一音練習

<園外活動>

・遠足(5月・11月・3月) ・園外保育 ・海水浴 ・劇団飛行船観劇 その他
 ・地域の行事 ~和太鼓で参加 (高岡町夏祭り、文化祭、介護施設訪問、高岡町金婚式 他)

<誕生会について>

・10:20~11:00まで誕生月の保護者の方に参加いただいております。お仕事でお忙しい場合は無理されなくても大丈夫です。

利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	東高岡保育所(宮崎市指定管理)社会福祉法人公成福祉会
施設の所在地	宮崎市高岡町花見 101-2
連絡先	電話番号 0985-82-1016 ファックス 0985-41-4326 E-mail:t.higasi@poem.ocn.ne.jp http://higasi1016.minibird.jp/
管理者	所長 田中 美恵
理事長	黒木 正司
利用定員	50名
開設年月日	平成27年4月1日より宮崎市指定管理として運営

6 当保育所における施設・設備等の概要

(1)施設

敷地	敷地全体	2,620,97 m ²
	園庭	1,120,00 m ²
園舎	構造	鉄骨造、平屋建て
	延べ面積	432,39 m ²
	新築年月日	平成21年3月
所有	宮崎市	

(2)主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ひよこ組 (0歳児クラス)
保育室	2室	りす組 (1歳児クラス) うさぎ組 (2歳児クラス) ぱんだ組 (3歳児クラス) きりん組 (4・5歳児クラス)
遊戯室	1室	ホール
調理室	1室	
事務室	1室	医務室兼務
相談室	1室	

7 職員の設置状況(令和6年4月現在)

※本園では、国の最低基準に関する下記の職種の職員を配置しています。

利 用 定 員	2号認定子ども (満3歳以上で保育の必要な小学校就学前の子ども)	30名
	3号認定子ども(1,2歳) (満3歳未満から満1歳以上で保育の必要な子ども)	17名
	3号認定子ども(0歳) (満1歳未満で保育の必要な子ども)	3名

<組別配置状況> 令和6年4月1日現在

組	児童数	保育士数	専任職員
ひよこ組 (0歳児)	3名	3~4名	平山千尋 松浦夢依(新卒) 山下香代子(看護師)
りす組 (1歳児)	11名	2~4名	1歳児~ 押川奈津希 金子実愛(新卒)
うさぎ組 (2歳児)	9名	2名	2歳児~ 眞喜志美穂 穂竝美幸
ぱんだ組 (3歳児)	9名	2名	古川結起子 黒木貴穂(副主任)
きりん組 (4・5歳児)	21名	3名	吉野葵(年長) 瀬口詠理(年中) 日高芳恵(パート)
フリー(各クラス対応)		5名	山之内公子 黒木エツコ 小松理恵 川崎つぐみ 金丸成美(5/10~産休) 池宮礼子(療養休職中)
調理師		4名	青木ひろえ 松ヶ野由紀子 財部由依(栄養士) 徳留美幸
看護師		1名	山下香代子
保育補助		2名	西田紀子 谷口和歌子(看護師)
主任保育士		1名	當房恵子
産休・育休職員		2名	種子田千莉(R6,12/31まで育休) 金丸成美(5/10~)

所長		1名	田中美恵
理事長		1名	黒木正司(天ヶ城保育園から異動)

<職員の勤務体系>

職種	始業時間	終業時間	人数
所長	9:00	17:30	1名
主任保育士	ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間は異なります。 また、業務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。		
保育士			
(1)7:00～14:00 (2)7:30～16:30 (3)8:00～17:00 (4)8:30～17:30 (5)9:00～18:00 (6)10:00～19:00			

※ローテーションにより 各保育士の勤務日及び勤務時間が異なるため、送迎時など担任が不在の場合があります。連絡の漏れがないように「連絡ノート」を活用しています。

8 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除きます。

9 保育を提供する時間

(1)

開園日	保育提供時間		延長保育時間	休園日
月曜日～ 土曜日	標準 時間	午前7時から午後6時	午後6時から午後7時	●日曜日 ●祝祭日
	短時間 8時間	午前9時から午後5時	午前7時から午前9時 午後5時から午後7時	

(2) 保育の提供時間を超える保育の提供時間

やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午後7時の範囲内で保育を提供します。(時間外保育の利用に当たっては、延長保育料として宮崎市の方で翌月に引き落としとなります。1名につき200円)

10 欠席について

欠席する場合には、9時までに欠席の連絡確認をお願いいたします。給食の人数調整を行います。又、欠席する際は、欠席の理由と病気の場合については、病気や感染症の内容についてお知らせください。

9時30分までに欠席の連絡がない場合については、保育園の方から欠席の確認連絡を入れさせていただきます。(児童の安否確認含めて)

11 提供する教育・保育等の内容

保育要領に基づき、以下に掲げる教育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記 9 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育内容

心身ともに丈夫な体づくりを行うために、1 年を通して体力作りを行います。

又、地域に根ざした保育を行い、和太鼓を通して介護施設の訪問や高岡地区の夏祭り、文化祭、金婚式等、地域の祭事に参加し、人との関わりを通して自信と積極性を培い就学へとつなげていきます。

1 年を通して様々な運動を行い、丈夫な体を培います。運動、音楽を通して、リズム感を養います。こうした音体教育を通して、集中力、持続力、協調性が身につく、色々な経験を通して、豊かな感性を育てていきます。

(3) 給食について

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9時10分頃	11 時頃	15時 15 分頃	
1 歳児	9時 20 分頃			
2 歳児				
3 歳児		11時30分～	15時 10 分～	
4 歳児		12時頃	15時 15 分	
5 歳児				
延長保育時間帯				18時 00 分

※宮崎市の献立に沿った、給食を提供しています。10:30～検食を行っています。

※献立内容については、毎月、月初めに給食便りを配布しています。

※毎月 1 回の誕生会は、園独自の献立メニューとなります。(子どものみ)

(4) アレルギー等への対応

本園では、アレルギーをもつ児童について、調理法、調味料など、アレルギーに応じて対応しております。

(5) 衛生管理等

調理師、保育士等の全職員は、毎月1回検便を行っています。

12 利用料金

(1) 保育に係る利用者負担(保育料)

当保育所に対し、支給認定を受けた宮崎市が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に関する実費に係る利用者負担金等の基本徴収はありません。しかし、下記別表に掲げる徴収につきましては、保護者の負担と致します。

(3) 延長保育料 午後6時～7時まで 200 円(翌月引き落とし)

短時間認定延長 午前7時～9時 午後5時～7時 1時間毎200円(翌月引き落とし)

(4)実費徴収

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食代	・3・4・5歳の以上児は4月～11月まで主食持参。 ・12月～3月までの寒い時期は、主食の米は保育所負担で完全給食とする。	無
副食費	3・4・5歳児は副食費負担 (おかず等、おやつ)	宮崎市の引き落とし 5,000円
交通費(園外活動)	園外保育や園外活動に係る費用	無
日本スポーツ振興センター(ケガの保険)	・年間のケガの保険料 (365円の共済金の内保護者負担金→) 250円	250円→宮崎市職員が直接徴収

※3歳児クラスから保育の無償化に伴い、給食費の徴収金(宮崎市引き落とし)が発生します。

13 賠償責任保険等の加入

本園は以下の保険に加入しています

保険会社	東京海上日動火災保険	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	大型セット(0-157等補償付) (賠償、傷害)	災害共済給付 (負傷、疾病等)
保険金額	(保育所加入)	(宮崎市加入)

14 利用の終了に関する事項

当保育所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1)利用する乳幼児が小学校に就学したとき。
- (2)2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3)第9条第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する費用を著しく滞納し、当保育所の督促等に対して誠意をもって対応しないとき。
- (4)その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

15 嘱託医

当保育所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)内科

医療機関の名称	にしぞの内科
所在地	宮崎市高岡町飯田 254 番地
電話番号	0985-82-5522

(2)歯科

医療機関の名称	清水歯科医院
所在地	宮崎市高岡町五町 185 番地
電話番号	0985-82-3777

16 緊急時の対応(別表添付)

お預かりしている子どもにケガなどの緊急事態が発生した場合には、保護者に連絡を行った後、整形外科、皮膚科、形成外科他、適切な医療機関へ受診し、保護者に連絡を行います。

17 要望・苦情に関する相談窓口

当保育所では、要望・苦情に係る窓口を以下のとおり設置しています

東高岡保育所 ご利用相談窓口	・解決責任者：所長 田中 美恵 ・受付担当者：主任 當房恵子（又は各クラス担任） ・ご利用時間：東高岡保育所開所日、開所時間内 ・電話番号：0985-82-1016 ・FAX：0985-41-4326 ・担当者が不在の場合は、当保育所までお申し出ください	
第三者委員	吉瀬 義之	電話番号 0985-82-3345 役職名 宮崎市高岡地区民生児童委員(元会長)
	高橋 信一	電話番号 090-317-9893 役職名 社会福祉法人公成福祉会 監事
	石本 由美子	電話番号 0985-74-7727(ひなた保育園) 役職名 社会福祉法人公成福祉会 監事

18 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします	
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導等 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての食料品の備蓄及び機材 (・災害用ビスコ、飲料水、非常用ミルク、おかゆ他、拡声器、携帯ラジオ、医薬品等、発電機・蓄電池)	
避難・消火訓練	・条例の規定に基づき、避難訓練(毎月)、及び総合訓練(年2回以上)を実施します	
第1次避難場所	介護施設 げんき	第2次避難場所～生目小学校

19 災害発生時(風水害)の対応について

当保育所は、台風などの大雨で冠水しやすい場所にあるため、下記の通り対応していきます。

- (1)市内全域を対象とした警戒レベル3の場合は、早めのお迎え依頼や保育開始時間の遅延の依頼を一斉メール等でお知らせします。
- (2)警戒レベル3が発令される前でも宮崎県の監視カメラ(新山下橋)の状況又は大淀川高岡(水位観測)の水位が水防団待機水位(5.40m)に達した場合は、早めのお迎え依頼や保育開始時間の遅延の依頼を一斉メール等でお知らせします。
- (3)宮崎市休園基準である警戒レベル4が発令された場合は、休園とします。

20 虐待の防止

当保育所では子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

虐待の疑われる乳幼児や近隣住民又は知り合いの方などの話を見聞きされた方は、いち早く保育所までご連絡下さい。通報に関しての守秘義務に関しては、お約束いたします。

又、保育士に関する不適切保育については研修会に参加したり、園内研修を行っています。

保育所等における虐待防止に関する専用相談ホームについては、宮崎市に専用窓口が設けられています。(https://iogofom.jp/form/Hxnk/458351)

問い合わせ先【宮崎市保育幼稚園課】 TEL0985-21-1774

21 当保育所におけるその他の留意事項

喫煙	当保育所内の敷地内はすべて禁煙です
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

22 SNS(インスタ)などについて

保育園等で配信した、メール・ブログ等をスクリーンショットで撮られ、個人の SNS(インスタ)等にアップされないようお願いいたします。

23 個人情報及びプライバシーの保護について

保護者の方に同意いただいた個人情報については目的の範囲を超えて利用することはありません。

東高岡保育所は、厚生労働省「保育所保育指針」の趣旨に基づいてプライバシーの保護に努めます。

個人情報使用同意書

○新規の方のみ

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最低限の範囲内において使用することに同意します。

※入所日から卒園までの個人情報使用同意書とします。

●小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。

●他の保育所等へ転園する場合、その他の兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行なうこと。

●緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

●園内、園外における作品、絵画などの出展、展示における個人の名前を記載すること。

●行事等において、保育所の発信する、ホームページやブログに掲載されること。

東高岡保育所 所長 田中 美恵

令和 年 月 日 (入所日 年 月 日)

保護者住所: _____

児童氏名: _____

児童氏名: _____

児童氏名: _____

児童氏名: _____

保護者氏名: _____ 印 _____ 続柄: _____

東高岡保育所における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました

保育所名: 社会福祉法人 公成福祉会 東高岡保育所

説明者職名: 所長 田中 美恵 ⑩ もしくは主任 當房恵子

私は、本書面に基づいて東高岡保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所: _____

児童氏名 : _____

児童氏名 : _____

児童氏名 : _____

児童氏名: _____

保護者氏名: _____

⑩

児童から見た続柄: _____